

● 株式譲渡所得・配当所得について（個人所得税）

証券投資に係る売買益・配当金等について、株式譲渡所得・配当所得の課税をまとめると、以下の通りとなっています。NISA（少額投資非課税制度）は、譲渡・配当とも非課税となっています。

区分		所得	課税方法
NISA		譲渡 配当	非課税
上場株式等	特定口座 源泉有	譲渡	分離課税 20.315%（所得税 15.315%、住民税 5%） ・ 申告不要 ・ 申告することで、他の上場株式等の譲渡所得（損失）・配当との損益通算、及び譲渡損失の繰越控除可能
		配当	分離課税 20.315%（所得税 15.315%、住民税 5%） ・ 申告不要 ・ 申告することで、他の上場株式等の譲渡損失との損益通算及び譲渡損失の繰越控除可能 ・ 総合課税（他の所得と合算）の選択可能 ※上記の損益通算等は不可となります
	特定口座 源泉無 ・ 一般口座	譲渡	分離課税 20.315%（所得税 15.315%、住民税 5%） ・ 原則申告必要 ・ 他の上場株式等の譲渡所得（損失）・配当との損益通算、及び譲渡損失の繰越控除可能
		配当	分離課税 20.315%（所得税 15.315%、住民税 5%） ・ 原則申告必要 ・ 他の上場株式等の譲渡損失との損益通算及び譲渡損失の繰越控除可能 ・ 総合課税（他の所得と合算）の選択可能 ※上記の損益通算等は不可となります
一般株式等 （非上場株式など）		譲渡	分離課税 20.315%（所得税 15.315%、住民税 5%） ・ 原則申告必要 ・ 上場株式等及び他の所得との損益通算不可
		配当	総合課税（他の所得と合算） ・ 原則申告必要

NISA は、配当金・売買益等が非課税となる大きなメリットがありますが、反面、売買損失を他の口座（特定口座・一般口座）と損益通算することができず、また損失の繰越控除もできなというデメリットがあります。

特定口座は、通常申告は不要ですが、譲渡損失が生じている、前年からの繰越譲渡損失が

ある、課税所得が少ない、などは申告することにより有利になる場合があります。

ただし、**上場株式等の譲渡損失の繰越控除や総合課税による配当控除を適用すると、所得税や住民税が減額されますが、扶養控除の対象から外れたり、国保や後期保険などの保険料が増える場合がありますので、注意が必要です。**

2026年1月以降に支払う給与・賞与から、源泉所得税の金額が変更されています。

■税務カレンダー

	内容	備考
4月	個人所得税・消費税の振替納付 固定資産税の納付（第1期）	
5月	自動車税の納付	

- (注) 法人税・消費税の確定申告期限は、決算日より原則2ヶ月
個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日
源泉所得税の納付期限は、翌月10日（納期特例は上期7月10日、下期1月20日）
住民税納付（普通徴収）については、上記と異なる地域があります。